

ふうに考えるのは間違いだということ
は、確にそう思いますが、建設当局と
しても、この問題については、常に研
究はいたしておることであります。
もう少し慎重に考えさしていただきた
いと思ひます。

○田中(角)委員 もちろんこの問題
は、大臣が言われるように、及ぼすこ
ろが非常に大きい問題であります。
で、早急には、解決点は見出せない
と思うのでありますが、ただいま申し上
げたような現象がありますので、十分
慎重なる御研究を重ねられんことを、
要望しておく次第であります。

第二の問題は、この間新聞にもあり
ました通り、九州災害の処理に関し
て、特別委員会がつくられておるの
であります。もちろん私たちは、衆参両
院にあつた特別委員会をつくるべ
きではなく、本質的に建設委員会で行
うべきであるというところを、多年主張
はしておたわけでありましたが、急を
要する特別な事態に對して、あの種の
特別委員会がつくられたことに對して
は、やむを得ないと思つておるわけ
であります。こういう委員会におい
て、会務検査院が、水害の起きた原因
は、工事が九〇%も不正工事であつた
というふうなことを発言しておるよう
に、新聞は報道しております。私たち
建設委員会としては、このような証言
に對しては、非常に重大な関心を持つ
ておるのであります。災害が起きる
というところは、抜本的な治水、利水計
画が完備しておらないという問題と、
戦後の新しい視野に立つた治水計画が
立案せられなければならないのであり
ます。にもかかわらず、長い間の習慣
として、古いデータに基いて建設工事

が行われておるといふ現状と、もう一
つは今まで占領軍治下において、予算
区分が非常にうるさかつたのと、認証
制度その他によつて、治水工事を行う
のに大きな盲点がたくさんあつたため
に、工事が円満に遂行できなかったと
いうような問題、特に今年のように暫
定予算を七月まで組まなければならな
かつたような予算的措置の問題、もう
一つは治水政策に一貫性のないこと、
いわゆる継続的な事業は、ようやく昨
年度あたりから本格的に考えられたの
であります。総体的な国家予算のう
ちで、治水事業に對するものが少いた
めに、このような洪水が起きると、
われわれ委員会は常に叫んで來ておる
のであります。その上になお、行政機
構の不整備のために、九割も不正工事
があるというふうな非常に大げさな発
言に對して、私たちはそのように考
えておりません。しかし治水の大事業
を進めて行くためには、大衆に對して
非常な影響があることを、私たちは
非常に遺憾に考へております。そうい
うふうな事情もありません。特に私た
ちは二十二年、二十三年に行われた直
接工事の幽霊人夫の問題等を考え合せ
て、暫定予算の現在においては、特に
直営工事等に對しては万全の処置を講
じられたいという警告も、すでに前回
会において発しておるわけでありま
す。にもかかわらず、あのようなこと
を言われることは、どうも当委員会と
しては、はなはだ心外に考へておるの
であります。これが処置に對しては、根
本的な策を考えなければならぬと考へ
ておるわけでありまして、これに對して
は、建設法があるにもかかわらず、

各省は各個ばら／＼の内規によつて、
請負業者を指名したり選定しておりま
す。農林省におきましては、農林関係
技術者何名以上とか、国鉄においては
国鉄に關する技術者何名以上とかい
う、ある意味においては法律よりも強
い習慣をもつて、現実的には縛つてお
るのであります。私は建設法という
準拠法がある以上は、この法律で認定
するもの以上のものは、政府及び公共
団体等で扱う業者としては、当然入札
資格が与えられなければならないし、ま
たこれに処罰を受けたようなものは、
当然各省の内規等よりも優先して処置
せられなければならないというのであ
ります。どうも建設法は、先ほど
も申し上げた通り、業者をふやすため
にだけあるようでありまして、国家支
出が適正に使用せられるためなどに
は、ほとんど使われておらないとい
ふように見るのが正当のように考へてお
ります。その意味においては、建設法
を廃止してしまつた方がよいのじや
ないかというふうな極論も出るわけ
であります。そういう意味におきまし
て、私はこの法律が公布後すでに何年
間も過ぎておるのでありますから、こ
の法律によらなければ国費支弁の工事
の業者は選定できない、またいろいろ
な事件の對象になるようなものはこの
建設法でもつて処罰して行く、処理
をして行くといふふうなところまで行
かなければ、この法律の存在価値はな
いと思つておるのであります。この法律を執
行しておられる建設大臣は、もちろん
この問題に對して深い関心を持つてお
られると思つておりますが、將來ど
ういふふうにしてこの間の調整をとつ
て行かれるか、お氣持をひとつ官房長

でも課長でもつこうですか、技術
的な面から伺ひたい。
○石破政府委員 ただいまの田中委員
の御発言、まことにごもつともであり
まして、われ／＼といひました。ま
ぜひもう少し建設法を骨のあるもの
として、しっかりとした工事ができるよ
うにやつて行きたいと思つておしま
すが、ただいまのお話の中にありまし
た業者の指名の基準の問題にいたしま
しても、御承知の通り、中央建設業審
議会の議を經まして、入札合理化対策
の一環として、各業者の点数を計算し
て発注者側にお示しして、できればこ
ういふふうにして行つていきたいと思います。
が、何分にもまだ制度を制定いたしま
してから日も浅いことでもありますし、
私の方の手が十分でない——能力がな
いといへばそれまででございますけれ
ども、要するに業者指名の基準一つを
とつてみましても、一応つづつて発注
者側には示しておりますけれども、必
ずこれによれと言ふだけの確信のある
基準が、実はまだできていない状態で
ございまして、ただいまの御趣旨の点
ですが、やはりいましばらく時日をか
けていただまして、だん／＼にその
理想に向つて行く以外には、われわれ
といひました。目下のところな
わけでありまして、その間は十分な
がらも工事の監督を厳正にいたします
とか何とかして行かざるを得ぬのじ
やなからうかと考へております。
○田中(角)委員 そういう答弁をする
以外に道はないといふことも、質問し
ながら、私自身も認めておるわけであ
りますが、先ほども申しした通り、国民

は九割も不正工事があるなどという記
事に對して、非常に不快の念を持つて
おると考へると同時に、閣内におい
てさへも、こういう専門的な問題を究
明せずして、行政監察を強くすればい
いのだといふふうな議論があつたので
あります。当委員会としては、そう
いう建設的なならざる意見に對しては、
強い反対をして來たわけでありまして、
これは普通の委員会を考えますと、行
政監察を強くし、監察制度を拡充する
ことに反対をするような行動や発言
しておりますが、この委員会としては、
もとをきわめずして、このような処置
を講ずることは、まったく本末転倒の
論であるといふことを技術的に解明し
ておるわけでありまして、今まで公共事
業が不円滑に行われたといふことの
一つを取上げてみましても、監察制度が
複雑に過ぎた。国庫補助の工事一つを
取上げてみましても、建設省河川局の
監督があり、総理府の監察部の監督が
あり、大蔵省財務関係の監督があり、
会計検査院の監督がある。こういつた
のが六つも七つもあつたから、それ
を処理するだけでもつて事務系統が非
常にふえて來たといふのは、直轄事務
所——いわゆる内務省土木出張所の当
時とは、事業量はかわつておりますが、
今の地方建設局を見ますと、事務系統
との比率は何倍に上つておるか、これ
は私が言うまでもありません。この原
因は何でもなく、監察がひど過ぎるか
ら、本末転倒の状態を續けて行かなか
ればならぬのであります。こういう事
態にもかかわらず、なおこの上監察制
度を行つておるのであります。が、過
般新聞の報道するところによる

と、今度の總理府の機構縮小案に対しては、今までの監察部を會計検査院に移すという当委員会、多年の主張に合流して来たことは、非常な進歩だと考へておる。こういうように、しるうとから考へると、監察さえすればいいんだということが言われておるときに、私はどういふようでありまして、いわゆる建設業法というものを早急に改正をして、この業法でもつて轉つてしまふ。そしてこの業法によらなければ、国費支弁の工事は行へない。そのかわり国費支弁の工事に對する、そのような輻輳に對する一切の責任は、この業法を、主管しておられる方々が負つてほしいといふようにすれば——この業法に、ただいま官房長が言われたように、相当骨を入れないとすればならぬといふことだけは、これは非常にむづかしい問題でありますから、もう少し考えますといふふうな事態ではない。このやうなことを考へておると、当然また行政監察制度が二重にも三重にもなり、八千三百万の国民のうち四千五百十万人は警官にしなければならぬといふやうなばか状態が私は來ると思ひます。しかも九州災害の直後でありますので、国民のこの種の問題に對する関心は非常に強いわけでありまして、私たちが協力をあえて惜しむわけではありませんが、こういう法律の改正案を提案する場合には、その根本まで勇敢に断ち割るというところまで、熱意を示されることを希望したい。

第三の問題として、俗にようビッドの問題、いわゆる入札価格に對して、最低限度制度を設けてはどうか、こういう根本的な問題に對して大臣の意見をただしたいと思ひます。この業法を改

正しなくても、大蔵省所管の法律等をしていじることによつて、十分その効果をあげることもできるわけでありまして、實際においては、各省及び直轄工事は別であります、その他の工事は、大体最低線というものを適用しておるわけでありまして。特に特別市のある市においては、予定価格がいわゆる最低限線が入札ごとにかつて行くといふやうな問題は、これはもう業者が非常に多いので、やむを得ず不良業者を一時指名しなければならぬので、やむを得ないといふ思ひますが、このやうな場合に適宜とられた手であつて、やむを得ないといふ思ひますが、このやうな場合に予定線を始終かえて行くといふやうなことをして行くと、国民から見ると非常に不愉快な、しかも暗い影が付きまといつておるやうに見られることは當然であります。だから、この際最後の線を引く、支出官に個人的なつながりのあるものが、五分前に引かれた線ぎり／＼一ぱいに入札する、こういうやうなことが大きく問題になつておるのであります、そういうふうな実情を繰返しておるから、工事が粗雑になり、不正工事だといわれるのだというやうに、こういう三段論法で言われて來ますと、これは政治的な立場から大きな問題であると思へておるのであります。そういう意味で、私はここにいる／＼な問題はあつたけれど、やはり法律でもつて基準をきめて、地方公共団体もこれにならなければならぬといふ基準線を打出す時期であると思へております。いろ／＼むづかしい問題はあります。しかし、大蔵當局が言つておられますやうに連合軍が調達工事を行つておつた当時の最低線に

落すのがいいやないか、こういうことはしるうと論でありまして。あなた方がおつくりになつた予定価格というもの、ずさんであつて、絶対に信用が置けないものならば、これは何を言わんやであります。にもかかわらず、昔は談合問題とか、いろ／＼問題があつたときがありましたが、地元の業者等になりますと、面子的のために、ただでもいゝといふことがあつたわけでありまして。ただでやうといふ理論は、どこから申しても出ないのであります。三分の二もしくは三分の一といふやうな現実的な処置をしなければ、これら不良業者の処置ができないといふことでもつて、今までのやうに、現実的には最低線を引いておるといふのが現在の実情であります、法律によると基準がありせんので、各個ばら／＼にその都度々々最低線を引かなければならぬといふことは、われ／＼委員会と建設當局とが非常に力を合せて改正を行つた道路法の改正によりまして、各都道府県が各個別に財源を獲得するために、道路損傷負担金をとつて行くといふやうなことはいかぬから、これは法律において廃すべきものは廃し、基準を設けて一律にこれを行ふべきだといふのは當然であります。現状が、私が今言つたやうな状況でありながら、大蔵省當局の考へのように、安くやる人があるならばそれにやらせばいいやないか、自分がこの価格でできるといつて請負つた以上は、不正工事などやううははずはない、やらせるためには行政監察を完全に行へばいい、そして不正工事を行へば処罰をすればいい。これは官僚の考へる机上の空論であります。さやうな

ことで祖国の再建ができるはずはありません。私はこのやうな事務官僚の意見を續けて行くところに、日本の政治の貧困があると率直に認めるを得ない。だから、私は現在の段階においては、国費支弁の工事に對しては、實際問題として、これを適切に行つて國家目的に合致せしめるためには、最低線を引くことが正しい感覚ではないかと考へておるのですが、これに對して建設大臣のお考えを、まだ時期が早いので今般だけはこの法律案でというやうなお考えではなく、この次の国会に出すといふのであればまた別ですが、おざなりのお話ではなく、ひとつ御答弁をお願いしたい。というのは、建設大臣は御承知ないでしょうか、私たちの目から見ておりますと、建設省の前は、多目的ダムにしろ、建設省の前の合同庁舎にしろ、こういう大きな工事に對しては、たたき合ひといふ、建設省提示価格の三分の一くらいでたいておるのであります。とにかく二十億、三十億、五十億という工事が、いかに建設省の予算がずさんであつても、三分の一とか半分で上るうははずはない。もし上るとしたならば、不正工事でありまふ。そういうことは不可能です。必然的に隨意契約を行わなければならぬ、こういうことになるわけでありまして、私はそういう意味では、非常に無理な工事を行つても、仮設工事等の關係を顧慮しながら随分を行うといふやうな制度は、ほんとうに大蔵省當局の言われるやうに、最低線を引かなくとも、国費支弁の工事が完全に行われるといふことが事実であるならば、継続工事に對しては公入札を行つて行けばいい。こんなことが事実上できやうは

ずはありません。そういう現実問題を一つ取上げてみても、最低線を適當なところに引かなければならぬといふことは、當然の問題だと考へておるのであります。諸般の事情を勘案せられて、将来的なお考えでもいいですから大臣の答弁を煩わしたい、こう考へるわけでありまして。

○戸部國務大臣　ごく平たく申すと、私はこの案を見たときに、むしろどこか最低線を引く事項があるだろうと思つていたくらいであります。これは常識的といひますが、私が外部におつて感じておつたことが、そのまゝ現われたといふわけで、ただい／＼最低線を引くとすると、八割にする、七割にする、あるいは七割五分がいいのかといふことになつて來ると、しるうとの悲しさに、確信がつかない。そこで、せめて政府内部の話をまとめる努力をいたしたのであります。まだそこまでする参つておりません。今田中委員が非難せられたやうに、安くやるというやうな幾らでもいだらうといふ——いくらか官僚でも、まさかそれだけの考へじやないと思ふ。もう少し従来の実例などもいろ／＼考へて、そうにわかにきめがたい点もあるといふことも考慮せられましたので、しいて政府内部の意見の一致も見ないものを無理にやるといふこともおもしろくない。私が弱いといふ意味ばかりでもない。この案を出すときには、これがいいのならば、むしろやめた方がいいといふくらいに気が持た、私は率直に言へばあつた。しかし、ほかの点でとりあえず早く改正したい点が、二、三あるといふので、それではせめてこの次までにこの間の問題を大蔵當局とも話し合つて、

はつきりきめようじやないかという程度で、この案が出て来たわけでありまして、これが露骨に申し上げたところなのであります。そういう意味でありまして、もう少しと言つて、またおさなりになるかもしれないか、なるべく早い機会にこの問題を解決するようにしたい、こういうふうに思つております。

○田中(角)委員 さすがに建設大臣は、長いこと内務省系統からこの種の問題に携わつておられただけに、率直な御意見を述べられて、了承いたすわけでありまして、一言だけ伺つておきたいのは、まさに建設大臣の言われる通り、この法律は銘を入れてない法律でありますので、もし事務的な処理だけやるならば、この忙しいごたくした国会に出さぬでもいいじやないかと、私も認めておるわけでありまして、この法律を事務当局で早く通してくれというようなお話もあるようでありますから、われ／＼も、建設大臣が今言われたような御趣意であるならば、通すことにあえて不賛成ではないわけでありまして、ただ一つ最後に申し上げたいのは、時期が間に合つて、しかも——建設省当局と大蔵省当局との意見がまとまらないというのであります、衆参両院において／＼な手を尽して、大体国家意思の決定として、この程度の線がいいじやないかというところで、まゝとまつて、しかもこの会期中にこの法律案が上るといふような見通しがついた場合、私たちが修正をやることに、御賛成であるかどうかという点を、ちよつとお聞きしておきたい。但し、但書をつけておきますが、何も無

理をして本国会に出されておる法律の改正にあたつて、ただちにこれを行おうという強い意思表示をしておるのではありませんが、間に合えばやろうと考えておるこの私たちの考えに對して、いや、国会意思できめたのであるならば、ことに幸甚であるというふうな御答弁が得られますか、そのところをひとつお聞きしておきたい。

○戸塚國務大臣 ただいま申し上げましたように、私自身確信の持てないことを、皆さんの方へお願いするということ、私としても、まさか言われないうのであります。ことに今お話のやうに、話がまとまるということは、どういふ程度のことかわかりませんが、こちらがまだ確信を持っておらぬのに、ちよつと私からは申し上げかねます。なるべく早く政府内部の意思の統一をはかるように努力したい、これだけ申し上げておきます。

○達澤委員 私は先般の委員会で、大體の所信は何つておいたのですが、大臣はおいでにならなかつたのであります。これは記録を見ていただければわかります。今田中委員からお話のあつたやうなごときで、重複は避けまして、今田中委員からお話になりましたように、現行建設業法の中の認可制度は、あまりにも手ぬるい。いろいろな面からいって、許可制度というのは行き過ぎのやうな点もあるが、しかしながら社会の実情は、どうもそこまで行かなければならぬのではないかと、いふやうなことが、しばしば行われておるという二、三の例を、この機会に申し上げておきます。これは将来の参考にしていただきたいと思います。これは

あまりにも醜怪でありますので、時と所とは一切省略いたしますが、私の責任においてはつきり聞いており、処理した問題なのであります。私は許可制度がよいのだという論議に基いて申し上げるのですが、終戦のどきどきで遺議が非常に塵積しておつた。そこで、そのときに、建設業が今のやうな形態で、届け出たものはまるきり許可するといふやうなことが頻発しておつた。多数の業者は善良な業者である。ところが中には、しろうとの飛び込んで来てやつておるものがある。従つて、ある独立市の事業をやるのにあたつて、市長を呼んで、この工事はおれの方に指名しろと言ふ。そこで市長は恐れをなして、それに指名すれば、何ぼでもやる。四千万円ほどの仕事だつたのです。二千万円でもやる、千万円でもやるという。そこで、もしそれが事業をやるということになると、市が成り立つて行かぬということになる。そこである人に話をして、その人に辭退してもらふやうな方法を講ずるとすれば、そのあとを引受けてやるという者がないので、そこで強い者が出て、その者がそれに代行して、その事業を命がけで無事に遂行したという実例があるのです。これはきわめて例の少ない実例であります。こういう実例を考へてみましたときに、この事業がいかに許可制度の必要であるかということが考へられる。しかし、これを全般的に当てはめるといふことは、私どももにわかには賛成しにくい。しかし、こういうやうな実例があるといふことだけは知つていただきたい。こういうやうな認可制度によつて遂行するといふことになると、先ほど田中委員からも説

明がありましたように、あるいは不渡り手形がここに濫発されるというやうな時代に置きましては、今後第二、第三の今申し上げた事例のやうなものが出て来ることをおそれるのです。そうして善良な注文者に対して恐怖を与えるやうなことになる、ゆゆしい問題だと思ひますので、今後の改正にあつては、そういうやうなことも世の中にはあるのだということを、一応参考にしていただきたいと思います。

いま一点、幸いに大臣がおいでになつておりますから申し上げたいが、今田中委員の、もしそれ本国会中において参議院の方面や、各方面の国策的の妥協ができた場合は、大臣はどういうふうにお考えになるかという質問に對して、大臣は確信がないから今それは云々というお話だつたが、私もそれはそう思う。最低線、最低価格のことに、どの線がいいか、どういふふうにしたらいいかということにすぐ断定する、即決するということに對しては、私も躊躇しております。しかしながら、私ちよつとこの間お話し上げた折りの、その反対議論として、こういうやうな意見があつたのです。それは最低でやろう、安くやろうというのを、何も拒む必要はないじやないか。もし最低線を引いてやるということになれば、ボスがおつて、その最低価格を知つて——今田中委員も御指摘になつたやうに、五分間前にでもそれを知つて、それと同一にやるやうなことになるおそれがある、こういうことを指摘された人があつた。私はそれを聞いて、その席で申し上げようと思つたのですが、議論になるから、議論を避けるために申し上げなかつたのであり

ますが、もしそういうことがあるとすれば、それは善良な仕事ができるであらうか。田中委員からも御指摘になつたやうに、今日建設省の有力な、しかもこれに専門にかかつてやるどころの技術屋の方々が予算を編成するのだから、その予算の半分や三分の二でできるといふやうな、ずさんな予算は立てないと思ひます。もしその三分の二や半分でその事業を遂行するといふやうな者が出ますならば、それはそこに何かの欠陥がなければならぬといふことになる。そこにボスがおつて、その八割なら八割という線を知つて、それでいい仕事をやつてくれたらなお幸福だと私は思う。予算価格の一〇〇%でなくちやいかぬという制度をつくるのは、別の問題であります。私どもの主張するのは、そうではない、予算の九〇%がいいか、八〇%がいいか、あるいは七五%がいいかといふことは、これから後の問題である。そこで八〇%か九〇%かで、もしりつばな仕事を遂行してくれる者があれば、そこに弊害の生ずることはありますけれども、百歩譲つてそれを聞いてやるということがあつてもいいと思ひます。それは決して国家の損失じやない。だからその議論によつて、この最低線を制定するのは不可であるという理論は成り立たぬと思ふ。ともあれ、私は即時断行せいは申し上げませんが、實際の問題において、私ども若干この方面に關係があり、事情を知つてゐる者の立場から言いますと、国家の貴重な財政を投資するのに、そう安くてりつばなものができるわけはないと思ふ。その陰にはどうしても犠牲を払つてやつてゐるものがある。自分の犠牲によつて責任を

遂行するのは、大部分そうやつてくれるでしょうけれども、それは一回や二回はできるが、永久に続くものではない。それに対しては、注文者としてはそこに適正な方法を講ずる必要があると思う。この点につきましても、すみやかに実現するようぜひ慎重な御研究をお願いしたいことを附加いたしておきます。

○田中(角)委員 簡単に事務当局にただしておきたい。総括請負禁止の条項に対して、これも今度逆の面から少し問題があると思うのです。実際の施工状況を見ますと、この法律が適用せられてから、各地方においては一括下請をやつておられるものがありますが、これも法律が弱体でありますので、なか／＼取締りができないというところになつてゐるから、ます／＼この法律はいらぬのじやないかということになつて来るわけがあります。私はこの一括下請という問題は、ある部門に対しては、認めることがある面から言うと相当地必要と思ふのです。すなわち、小さな部門別に下請をしなければならぬというようなことも、いわゆる職業安定法やその他の方面で、公共事業の遂行に非常なことになるという言ふと、少し問題はあります。いろいろ／＼な問題があることは御承知の通りです。だから、建設省の直轄工事などという名義でやつておつても、実際は三つか四つに区切つて請負工事をしている。こういうふうなことは、だれしも否定できない事実なんです。そういう一括請負以外の部分的な分割請負というものを、法で認めただ方がよいやないかという考えも、また別の面から考えられるが、この問

題についてどうかというのと、もう一つは、これは何も建設省所管の工事だけでなく、ほかの工事でもありますが、今農地改良その他に対しては、村請負とかいう問題がある。組合請負という問題もあるけれども、私はここまで追究したくないですが、こういう問題を全部解決しないと建設法はだめなんです。そこで、それだからむずかしいんです。そこで、客弁がまた成り立つわけでありまして、これは私も自顧自縛で困つてゐるのですが、こういう問題に対してどういふ見解を持つてゐるか——これはどうもむずかしい質問ですから、真剣に研究していただきたいということに置かえておきます。

もう一つの問題は、実際問題として国費支弁の工事であつて、ことに大きなもの、たとえば電源開発工事にして高度の技術を要するもの、鉄道工事にして高度の技術を要するもの、建設省の工事にして非常に大きな災害の一かど五億も十億もかかるような大きなものに対して、実際線を引いておられるのですから、法律で請負業者の格付ということを考へてはどうか。これは一級河川、二級河川、三級河川ということを考へると同じように、一級業者、二級業者、三級業者——それは少しひどいですが、この感覚は時代遅れです。一級建築士、二級建築士、法律はみなそういうふうになつております。あなたの方の職階制にも、昔ほどじやありませんが、あるのですから、この程度の大きな国家事業を遂行するには、そういう線を打出さなければ、大衆のこういう官庁また議会に対するような大きな責任を追究する行為に対する一つの処置にはならぬと思う。そこ

まで言へば、これは許可制にしなければならぬ、その次に格付をするということになるのです。実際どの官庁でも、格付をやつてゐるではありませんか。二百万以上の工事はこの業者でなければいけないとか、三百万以上の工事はこの業者でなければならぬという事をやつてゐるのだから、これをただ法律化するだけの話で、これは今すぐやれないということでありまして、特に第一の部分的な分割請負は下請負も認めるということ、この法律の改正でできるのです。あとの村請負及び格付の問題は、将来の問題として御研究願ひなければならぬだろうと思つておりますが、もし第一の問題だけに修正してもよろしいというような御意見があるならば、参考意見として聴取しておきたい。

(委員長退席、瀬戸山委員長代理着席)

○石破政府委員 第一の一括下請負の禁止の問題であります。ただいまお話を通り、今回の取修案では、これを強化する趣旨にいたしております。従来と違ひます点は、従来は無登録業者に一括下請負させるのはさしつかえな

いというのを、無登録業者といへども、そういう人に一括請負させてはいかぬといはしてあります。さらに、従来は下請負した方を処罰する規定はなかつたのでありますが、それも処罰するといふ規定にいたしておる。その意味におきまして、強化にはなつております。ただ一括請負をさせた方がよいということを発注者側でお考えになります。現行法におきまして、発注者が書面で承諾すれば、一括下請

負をさせてもよろしいという規定になつております。なお、建設省の直轄直営工事を部分請負する点であります。建設省といふことは、たゞいまお話を通りでありまして、職業安定法の改正までも根本的には触れる問題であります。現在におきましては、労働省の省令などの解釈とその運用によりまして、さしあたりの必要には事欠かない程度に、部分請負に出すことができるようになっております。

○田中(角)委員 時間がありませんから、一点だけ申し上げておきますが、実際の法律によつて、いわゆる無登録業者の下請に対して処罰をするというものを改正せようとするには、村請負等をどうするかという問題を解決しておきませんと、ちやうど脱税のやうに、流れだまに當つたやうな現象が起きて来まして、政治がなか／＼やりにくくなる。こういうふうになりますので、まだいろいろ問題があります。次会にはもう少しうまい答弁ができるやうに御勉強を願ひます。

○石破政府委員 ただいまの御意見であります。私の先ほどの答弁が不十分であつたと思ひますけれども、下請した方を処罰する規定は、従来全然なかつたのを今回入れましたが、ただ下請業者は、たゞいまお話のやうに無登録業者は処罰しないことになつております。登録業者で一括下請したものだけを処罰することになつております。村請負などが、法律を知らないために処罰されるという現象は起らぬことになりま

○田中(角)委員 どうもやめようと思ふとまた御答弁されるので——これはあとから懇談で結構です。そういう御答弁ですと問題があるのです。そうすると、無登録業者の方が税金も納めないでよし、処罰もされないということなら、ます／＼登録などしない。それはそうじやないと思ひます。もう少し御勉強を願ひます。

○遠澤委員 さきに、強いお話をなかつたのでありますが、田中委員からお話になりました業者の格付をしたらいふという問題について、当局に一言申し上げ、当局の御意見も拝承しておきたいと存するのであります。

実際問題としてはやむを得ない、当然のことだと思ひます。注文をするのに、業者の信頼の程度は、おの／＼違つておるのでありますから、官庁といはしまして、おの／＼所を得せしめるという注文方法をとることは妥当であると思ひます。しかしながら、大業者もある、中業者もある、小業者もある。従ひまして、大業者にはなるだけ大きい注文をする、中業者にはそれに適当な注文をする、小業者にはまた小業者に適当な注文をする。その範囲を逸脱してはならぬと思ふ。大業者だから、これは信用度が大いから、何十億のものも何万のものもやるということとは、これは小業者を圧迫することになる。もし御研究を賜るのであれば、その辺は十分のお考えを願ひたい。かつても私は申し上げておいたのであります。もしそういうことをきめるとすれば、その要は従来の実績だと思ひます。一番たつといものは従来の実績、従来どだけの実績を持つておつたかということが、その選定の

基準にならねばならぬという。いかに雄弁にものを言いましても、従来の実績を中心におきませんと、そこに非常な錯覚が出て来るのであります。今までの事例におきましても、大きな錯覚が出て、建設省が内定というか内示というか、そういうことをいたしたために、従来の実績からいつても、現行の価格にして二億くらいの実行力のあるものが、その二十分の一の千万円くらいなところの資格に限定されたというような実例もある。だから、もしそれらの御研究を賜わる機会がありましたならば、従来の実績というものを中心にして御研究を賜わることが一番必要だと思ひます。参考までに申し上げておきます。私も階級制を否定するものではありません、階級制はよいと思ひますが、それを選定するのには、その必要があるということだけは、御研究を願ひます。

○瀬戸山委員長代理 それでは本日はこの程度にとどめておきます。次回は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会